

忘れていませんか？ 国保の出 届

いままでも勤めていた会社を退職し、健康保険が無くなったしまった方は国保への加入、または国民健康保険だった方が就職をし、会社等の健康保険に加入した場合は国保からの脱退が必要になります。会

国保に入るとき	手続きに必要なもの
こんなとき 他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他の市町村の転出証明書
会社の健康保険をやめたとき	印鑑、会社の健康保険をやめた証明書
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書

国保をやめるとき	手続きに必要なもの
こんなとき 他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
会社の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と会社の健康保険の両方の保険証（保険証未交付のときは加入したことを証明するもの）
会社の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書

その他	手続きに必要なもの
こんなとき 退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等）
保険証をなくしたときや活して使えなくなったとき	印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等）

社や健康保険組合からの連絡はありませんので、必ず届出をしてください。
特に国保に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険税は他の健康保険を喪失した日までさかのぼりますので、ご注意ください。
●同じ世帯の誰かに、次のようなことがあてはまる場合は、その都度必ず14日以内に届出をしてください。

国民健康保険係
⑨ 2162

乳幼児医療費 助成制度

平成17年4月から
所得制限を
廃止します

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の保険診療一部負担金について支給を受けることができる医療費助成制度です。町では現在、所得制限を設けたうえで、入院・通院ともに小学校就学前までを対象年齢に実施していますが、平成17年4月から所得制限を廃止します。

これにより現在、乳幼児医療の登録がしてあつて所得制限で助成対象となっていない乳幼児についても助成対象となります。また、毎年更新をしている「乳幼児医療費受給者証」も、小学校就学前まで更新の必要がなくなります。所得制限の廃止により、助成対象となる方および助成期間の変更になる受給者の方の手続きについて準備を進めていますので、整いましたら保険年金課から通知を送付します。

医療係⑨ 2162

11月6日～12日 年金週間

平均寿命がのびるとともに、老後を過ごす時間も長くなっています。老後の生活を安心して過ごすためには、確実な収入源である国民年金や厚生年金などの公的年金は、なくてはならないものです。普段、年金などについて考える機会はなかなかないと思いますが、この機会にご家族のみなさんと年金や将来について話し合ってみてはいかがでしょうか？
「明日のあなたを考えると...年金はあなたが主人公です」
年金係⑨ 2164

国民年金Q&A (海外居住編)

留学のため、海外に居住することになったのですが、引き続き国民年金に加入したいと思っています。どのような手続きをしたらよいでしょうか？
A 海外に居住した場合（国内に住所がない場合）、国民年金は希望により加入（任意加入）することができ、任意加入期間中に納めた保険料は、老齢基礎年金額に反映されます。また、海外に居住している間に、事故や病気により障害が残ったときや、不幸に死亡したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されます。

任意加入の手続方法は、次の二通りです。
①国内の最終住所地に住む親族に、加入の手続きと納付を代行してもらう↓窓口は海外居住者が最後に住民票のあった市区町村役場
②1に該当する親族がない場合は、日本国民年金協会に加入の手続きと納付行為を依頼する。

※帰国したら：
住民登録した日から自分で手続きし、納めることとなります。

年金係⑨ 2164
または
社)日本国民年金協会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-5
5 全国旅館会館ビル3階
03-3265-2885

保育所の入所申込み(新規)を 受け付けます



町では平成17年4月からの入所希望者申請を受け付けます。
受付期間 12月8日(水)9時～

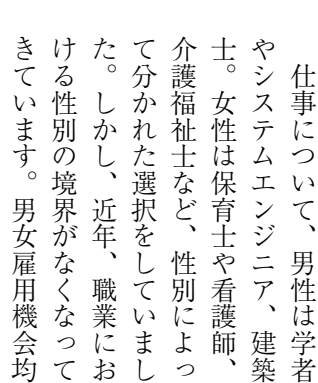
16時、9日(木)・10日(金)9時～12時
予備日 12月11日(土)9時～12時
場所 役場3階第3会議室
(予備日は中央保育所内)
申込みに必要なもの
①入所申込書
②勤務・内職証明書等、日中に保育できないことを証明する書類
③源泉徴収票または確定申告書の控え(平成16年分)

④印鑑
※①・②の用紙は、健康生活課にあります。
③の源泉徴収票は1月31日まで。確定申告書は3月15日まで。(提出期限厳守)
※保育士によるお子様面接を行いますので、必ずお子様同伴にてお越しください。
●入所できる子どもは：
・保護者が日中家庭外で労働することを常態としていること
・保護者が日中家庭内で家事以外の労働をすることを常態としていること
・子どもの母親が妊娠中、または出産後間がないこと

保育所地域 交流会開催

保育所では、地域にお住まいの子育て中みなさんと、保育所の子どもたちとの交流会を開催します。
保育所の子どもたちと一緒に、外遊びをしながら、育児に関する相談、子育ての助言などを行っています。
お気軽にご参加ください。

男女共同参画社会を めざして



あなたは今、仕事をしていますか？それは、やりがいのある仕事ですか？
仕事は、自己実現をしたり、経済的・精神的に自立する、生きがいを見つける、達成感を感じる、人間関係を築くなどの様々な機会を与えてくれます。

仕事について、男性は学者やシステムエンジニア、建築士。女性は保育士や看護師、介護福祉士など、性別によって分かれた選択をしていますが。しかし、近年、職業における性別の境界がなくなってきました。男女雇用機会均等法でも、職業を性別によって制限することを禁止しています。

男性が経済的に一家を支え、仕事一筋の生活を送る事を前提とした、終身雇用、年功序列などを含む労働制度、慣習も崩壊してきています。パートナーを持ち、子どもを持つ

場合、男性も家事や育児をしたり、女性も仕事と子育てを両立でき、男女が外の仕事も、家事、育児も両方をバランスよくやり、対等で自立したパートナーシップを保つというような、一人ひとりが性別にとらわれないライフスタイルの自由な選択を自らできるように、社会は少しずつ動いています。

町では、11月の文化祭に男女共同参画講演会を開催します。よきパートナーシップをつくるため、ぜひ、お出かけください。
人権推進課⑨ 2219

平成16年度後期予定

期日	保育所
11月15日(月)	中央
11月16日(火)	南
11月17日(水)	北
1月11日(火)	南
1月12日(水)	北
1月13日(木)	中央
2月15日(火)	南
2月16日(水)	北
2月17日(木)	中央

雨天の場合は中止となります。

●保育時間 平日8時30分～16時30分(時間外保育7時30分～8時30分・16時30分～18時30分・土曜8時30分～12時30分(時間外保育7時30分～8時30分、12時30分～13時)
●保育年齢 北・中央保育所は6か月児から、南保育所は8か月児から、それぞれ小学校就学前まで。
●保育料 お子さんの両親と家族の所得状況などや、入所の年齢によって決まります。
健康生活課児童係
⑨ 2143

任意加入の手続方法は、次の二通りです。
①国内の最終住所地に住む親族に、加入の手続きと納付を代行してもらう↓窓口は海外居住者が最後に住民票のあった市区町村役場
②1に該当する親族がない場合は、日本国民年金協会に加入の手続きと納付行為を依頼する。

任意加入の手続方法は、次の二通りです。
①国内の最終住所地に住む親族に、加入の手続きと納付を代行してもらう↓窓口は海外居住者が最後に住民票のあった市区町村役場
②1に該当する親族がない場合は、日本国民年金協会に加入の手続きと納付行為を依頼する。

任意加入の手続方法は、次の二通りです。
①国内の最終住所地に住む親族に、加入の手続きと納付を代行してもらう↓窓口は海外居住者が最後に住民票のあった市区町村役場
②1に該当する親族がない場合は、日本国民年金協会に加入の手続きと納付行為を依頼する。